

第4部 分野別の方針 【II 交通体系の方針】

充実した鉄道網や自転車利用など、
地域特性に応じた交通施策の実現をめざします

■1 鉄道網の充実を図ります

(1) JR横須賀線武蔵小杉新駅の整備を進め、武蔵小杉駅のターミナル性や都市機能の向上とともに品川駅などの新幹線の駅や隣接都市拠点との連絡性の向上を図ります。

(2) 川崎縦貫高速鉄道線（新百合ヶ丘～武蔵小杉）の整備に向けた取組を進めるとともに、Ⅱ期整備についての検討を進めます。



武蔵小杉新駅設置に係る概略設計資料より抜粋

■2 交通広場の整備拡充や交通アクセス環境の改善を図ります

(1) ターミナル駅における鉄道間の乗り継ぎを円滑化し、鉄道利用の利便性や快適性を向上させるため、駅施設の改良を促進します。



(2) 再開発等の土地利用転換に伴い、駅周辺の交通の利便性が高まることが予想されることから、周辺の交差点の改良及び歩行者の安全を確保するための歩道整備を進めます。



(3) 鉄道とバスの乗り継ぎを円滑化し、利便性や快適性を向上することにより公共交通機関の利用促進を図るとともに、駅を中心とした生活拠点を形づくるために、市街地整備や土地利用転換と連携した交通広場の整備や交通アクセス環境の改善を図ります。

■3 地域の道路整備を進めます

(1) 広域調和・地域連携型の都市機能の形成に資するとともに広域拠点としての都市活動を支える東京丸子横浜線、丸子中山茅ヶ崎線、鹿島田菅線など未整備の幹線道路の整備を進めます。

(2) 幹線道路を補完し、地区内の骨格となる補助幹線道路や生活道路の整備に取り組みます。

(3) 生活道路の整備の状況を踏まえながら、地区内の骨格や街なみ形成などをめざし、地区計画の活用等により、建物1階部分のセットバック（壁面後退）などを誘導します。

●道路区分と交通機能、配慮すべき機能

| 区分 | 交通機能 | 配慮すべき機能（環境・防災・安全） |
|------------|--|--|
| 幹線道路 | ●隣接都市拠点や市内の拠点間を連絡し、各地区間の交通を集約して処理をする市街地の骨格を形成する道路 | ●歩車分離等により、歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう配慮 ●道路緑化や景観形成のための環境空間の形成に配慮 ●延焼遮断帯や避難路等としての利用など防災空間の形成に配慮 |
| 補助幹線道路 | ●幹線道路に囲まれた区域内において、外周の幹線道路を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させる道路 | ●歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう配慮（道路幅員によって、歩車分離、歩車共存の道路構造とする） |
| 区画道路（生活道路） | ●街区の交通を集散させるとともに、宅地への出入交通を処理する、日常生活に密着した道路 | ●歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう配慮（道路幅員によって、歩車分離、歩車共存の道路構造とする） |

■4 安全で快適な歩行者空間を形成します

(1) バリアフリー新法に基づく「重点整備地区」として、誰もが安心・安全に暮らし、移動できるまちをめざして、鉄道駅施設やバスターミナル等の旅客施設のバリアフリー化を進めるとともに、駅周辺の公共公益施設等への主要な移動経路である歩道や横断施設のバリアフリー化に努めます。

(2) 駅周辺の再開発にあわせて、バリアフリー化を推進していきます。

(3) 不特定多数の人が利用する公共的な施設などが、高齢者や身体障害者にとって利用しやすいものとなるように、「福祉のまちづくり条例」に基づく取組を推進します。

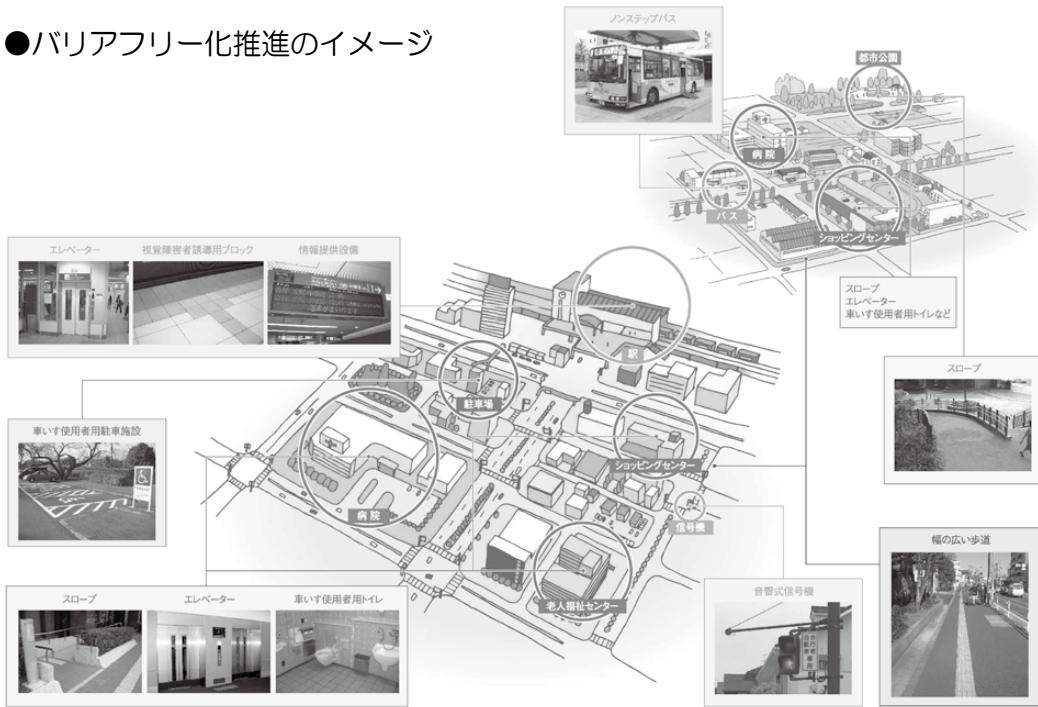
(4) 地区計画等のエリア内においては、歩行者の回遊性を高めるとともに、ゆとりと潤いのある都市空間の形成をめざし、歩行者通路や公園・広場・歩道状空地等の適正配置を誘導します。

(5) 円滑な歩行者動線を確保するため、小杉駅北側地区の再開発にあわせたペデストリアンデッキ等の整備を検討します。

(6) 生活道路の安全性の確保に向けて、歩行者・自転車のネットワークや利用者のニーズを考慮するとともに、歩行者・自動車等の交通量が多く、一定の幅員が確保されている道路については、歩車分離を図るための歩道、自転車歩行者道の設置に努めます。

(7) 小杉駅周辺では、ホームタウンスポーツ推進パートナーの応援等に、多くの人々が訪れており、市民のスポーツ・レクリエーションの拠点である等々力緑地への快適な歩行者空間の整備に努めます。

●バリアフリー化推進のイメージ



「バリアフリー新法の解説（国土交通省）」より抜粋

■5 安全で快適な自転車利用環境等を確保します

(1) 駅周辺や商業施設における放置自転車問題を地域の課題としてとらえ、市民、事業者と協働して、鉄道事業者による取組や再開発の機会をとらえた取組等を促進し、自転車等駐車場の整備を進めます。

(2) 一定規模以上の商業施設などの新築・増築に際して、「自転車等駐車場の附置等に関する条例」により、自転車等駐車場の設置を促進します。

(3) 大規模な商業施設等、多くの集客がある施設等の立地について、「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」等による駐車場の設置を誘導し、利用しやすい交通環境の整備を進めます。